

社会福祉法人東京かたばみ会役員及び評議員の報酬等に関する規程

平成29年6月29日制定

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人東京かたばみ会定款第8条及び第21条の規定により、社会福祉法人東京かたばみ会（以下「法人」という。）の評議員及び役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、法人が運営する施設を主たる勤務場所とし、勤務日数等が法人の正規職員と同等の者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、出張により職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費等（宿泊費を含む。）の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員等に対して、職務執行の対価として、勤務形態に応じて、報酬を支給する。

- 2 評議員の報酬の額については、別表第1に定めるところによる。
- 3 非常勤の役員の報酬の額については、別表第2に定めるところによる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、常勤の理事は、無報酬とする。

(報酬の支給方法)

第4条 評議員の報酬については、評議員会等への出席の都度、支給する。

- 2 非常勤の役員（理事長を除く。）の報酬については、理事会等への出席の都度、支給する。
- 3 理事長の報酬については、月の初日からその月の末日までの間における理事会、評議員会等へ出席した日数により計算した額を、翌月15日に支給する。ただし、支給日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日前のその日に最も近い休日でない日を支給日とする。

4 報酬は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

5 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第5条 役員等が職務遂行のため出張する場合は、費用の弁償として旅費を支給する。

2 前項の旅費の種類は、交通費、宿泊料及び日当とし、その額は、別表第3に定めるところによる。

3 前項に規定する旅費の支給方法、支給条件及び支給手続については、法人の職員の例による。

(公表)

第6条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年6月29日開催の定時評議員会の終結の時から施行する。

(社会福祉法人東京かたばみ会法人役員等の報酬及び費用弁償に関する規程の廃止)

2 社会福祉法人東京かたばみ会法人役員等の報酬及び費用弁償に関する規程(平成18年12月17日施行)は、廃止する。

別表第1（第3条関係）

評議員の報酬

| 区 分 | 報酬額 | 年間支給限度額（総額） |
|-----|-------------|-------------|
| 評議員 | 日額 10,000 円 | 540,000 円 |

別表第2（第3条関係）

非常勤の役員の報酬

| 区 分 | 年間支給限度額（総額） |
|----------------------|-------------|
| 理事長 日額 20,000 円 | 840,000 円 |
| 理 事 日額 10,000 円 | |
| 監 事 日額 10,000 円 | 200,000 円 |
| 監 事 日額 20,000 円（監査時） | |

別表第3（第5条関係）

| 区 分 | 支給額 |
|------------|---------------------|
| 交通費 | 法人の職員の例により計算して得た実費額 |
| 宿泊料（1夜につき） | 16,000 円を上限とした実費額 |
| 日当（1日につき） | 3,000 円 |